

農業委員会だより



第 28 号

平成23年12月1日

田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

◆農地利用集積促進員(農業委員会委員を除く)

氏名	電話番号	校区
木下和洋	22局3360	田原東部
菰田安昭	22局1022	童浦
藤城義徳	22局1458	童浦
朝倉司之	27局0336	神戸
闌目良幸	25局0387	野田
河合年宏	25局0137	野田
渡邊政明	45局2836	高松
横田 均	45局2689	赤羽根
鈴木春彦	37局0365	泉
田中雅樹	32局2471	清田
小野久仁雄	32局2292	福江
森下順司	32局1312	中山
本田敏郎	35局1209	亀山
齋藤勇治	35局6064	伊良湖
河合信彦	38局0404	和地

農業経営基盤強化促進法に基づく事業や農業委員会活動の円滑な実施を促進するために農地利用集積促進員が設置され、9月1日に決定しました。業務の内容は「農地の売買や貸借の仲介」「農地の有効利用の促進」などです。

任期は、平成26年7月27日までです。農業委員は農地利用集積促進員を兼務しますので農業委員会委員以外の皆さんをご紹介します。

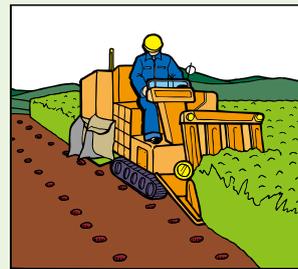
(敬称略)

● 農地利用集積促進員が決定
農地の売買・貸借の仲介や
有効利用の促進を行います

農地は、地目が「農地」であれば耕作されていなくても農地としてみなされ、地目が農地でなくても耕作されていれば農地とみなされます。

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。

● 無断転用は法律違反です！
農地を宅地などに転用するには
農地法の許可が必要です



- 農地転用とは
農地転用とは、農地を住宅、資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。一時的に資材置場などに利用しても転用になります。
- 農地を転用する場合
次のような場合には、事前に許可が必要となりますので、農業委員会事務局へご相談ください。
- 【農地法第4条許可】
自分名義の農地を、自分で宅地や駐車場・資材置場などにするとき
- 【農地法第5条許可】
自分名義以外の農地を買ったり借りたりして、宅地や駐車場・資材置場などにするとき
- 許可を受けずに転用した場合
許可どおりに転用しなかった場合
いずれも農地法違反です。工事の中止、原状回復などの命令がなされる場合があります。
- また、罰則の適用もあります。
- ◎ 違反転用
3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
- ◎ 違反転用における原状回復命令違反
3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)